

令和 7 年第 1 回瑞穂市議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 2 月 19 日（水）午前 9 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1 号 令和 6 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 日程第 6 議案第 1 号 瑞穂市教育長の任命について
- 日程第 7 議案第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 3 号 財産（事務用ソフトウェアライセンス）の取得について
- 日程第 9 議案第 4 号 瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7 号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 8 号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 9 号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 10 号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 11 号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 12 号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 13 号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 6 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 6 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 6 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 6 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 6 年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第 25 議案第 20 号 令和 7 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第26 議案第21号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和7年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和7年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第29 議案第24号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第30 議案第25号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第31 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第32 発委第1号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 発委第2号 瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 発委第3号 瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 淵 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文

市民部長兼
巢南庁舎管理部長

臼井敏明

健康福祉部長

佐藤彰道

都市整備部長

桑原秀幸

環境水道部長

矢野隆博

教育委員会
事務局長

佐藤雅人

会計管理者

広瀬進一

監査委員
事務局長

今木浩靖

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

井上克彦

書

記

廣瀬潤一

開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） ただいまから令和 7 年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号13番 今木啓一郎君と14番 杉原克巳君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月19日までの29日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月19日までの29日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

9 件報告します。

1 件目から 5 件目につきましては、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり、5 件報告します。

1 件目、2 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、同条第 3 項の規定により監査委員から結果報告を受けております。令和 6 年11月分の検査は12月25日に、12月分の検査は令和 7 年 1 月27日に実施され、いずれの検査も現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

その他の項目につきましては、お手元に配付のとおりです。

3 件目は、地方自治法第199条第 7 項の規定により、財政援助団体等、蔦井株式会社に対する監査について、同条第 9 項の規定により監査委員から結果報告を受けております。監査は令和 6 年10月28日から12月 4 日までの間に実施され、蔦井株式会社に対する監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりです。

4件目は、岐阜県市議会議長会の報告です。

去る1月30日に第293回岐阜県市議会議長会が高山市のひだホテルプラザにて開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、会務報告の後、訪問介護の基本報酬引下げ撤回と早急な介護報酬引上げの再改定についてや、自動運転移動サービス等の社会実験に向けた環境整備についてなど4議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会は、7月に多治見市で開催される予定です。

5件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。

2月17日に同組合の令和7年第1回定例会が開催されました。この定例会に提出された議案は3件でした。議案第1号では、西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、こちらは刑法の一部改正に伴い、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるため一部改正するもの。議案第2号は、令和7年度西濃環境整備組合一般会計予算は総額を歳入歳出それぞれ17億3,230万1,000円と定めるもので、昨年度より2,098万2,000円の増額となります。議案第3号は、令和7年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてです。令和5年度のごみの搬入実績により案分する等の内容となりますが、令和7年度の当市の分賦金額は、昨年度より1,091万8,000円増加の3億633万7,000円となります。これらの3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

2月3日から2月5日に開催された市町村議会議員研修「人口減少社会における議会の役割」について、馬淵ひろし君から報告願います。

12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 皆様、改めまして、おはようございます。

ただいま議長より報告を求められましたので、議員派遣を受けました市町村議会議員研修の結果について御報告いたします。

令和7年2月3日から5日、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所にて、市町村議員研修「人口減少社会における議会の役割」に参加いたしました。この研修には全国から128名の地方市町村議員が受講し、4名の講師による講演と演習が行われました。

瑞穂市は、現在人口が微増をしておりますが、全国の自治体で人口減少社会となっており、日本の喫緊の課題となっております。この研修を通じて、人口減少社会を乗り切る鍵は個性豊かな地域社会の形成、つまり東京一極集中の是正である地方分権のさらなる推進であり、団体自治から住民自治へ変わっていくこと、住民自治とは住民の意思を反映する議会の力を高めて

いくことであるというふうに学んでまいりました。

まず初めに、武庫川女子大学経営学部 金崎健太郎教授より、「これからの地方議会への期待～人口減少社会を見据えて～」という題で講義をいただきました。

2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準となると推計されております。近年は人口増加は東京都のみで、38道府県で減少率が拡大をしております。地方分権改革において国と地方公共団体との関係は、上下・主従から対等・協力へと変化をしており、中央政府は国が本来果たすべき役割を重点的かつ効率的に実施し、地方自治体は自主性と自立性を重視していくことを目的としております。しかし、課題として国による税財源の移譲が不十分であること、地方自治体の行政能力、議会制度の改革、過剰な同調性、国権への追認、追従、付度などが上げられておりました。

憲法92条には地方自治の本旨として、地方自治は住民の意思に基づいて国から独立した地方公共団体が実施するとされております。重要なことは住民の意思をいかに反映することができるか、その役割を担うのが首長の地方公共団体のみではなく、住民の代表である地方議会ということ深く理解しておく必要があるというようなお話でございました。

次に、「人口減少社会における南砺市の取組」と題して、富山県南砺市の田中幹夫市長の講義をいただきました。人口減少の抑制対策や人口減少社会でも住みよいまちづくりについて、実際行っている事例を交えて教えていただきました。

人口減少、超高齢社会に対応するために南砺市では、デジタル田園都市国家交付金T Y P E Sを活用し、石川県小松市と共同でモビリティサービス基盤構築事業に着手をされています。運行データを一元管理し、開発する配車アプリとつなぐことで、誰もが安心・安全かつ便利に公共交通を使える環境を整え、タクシー事業者との共同運営による公共ライドシェアの実装を目指していらっしゃるそうです。

瑞穂市でも実現すれば、近くにある岐阜市民病院、大垣市民病院、西濃厚生病院や穂積駅、スーパーなど、免許を返納した高齢者の交通手段として、より便利に、快適に利用できるといふふうに思いまして、執行部の皆様にもぜひ研究を進めていただきたいと思います。

そのほかには結婚支援事業、移住・定住事業、切れ目のない子育て支援、なんと未来創造塾など、育ちたいまちを目指して取組をされておられます。

さらに、「人口減少社会について考える～若者の未婚や少子化の視点から～」と題しまして、日本総合研究所 藤波匠上席主任研究員から講義をいただきました。

人口減少の最大の要因は婚姻率の低下である。近年の傾向として、夫婦がそれぞれ収入を得て支え合う。上昇婚から同類婚へ移行をしている。低所得層で結婚を諦めている。正規・非正規が大きく影響しているなど要因を教えてくださいました。

地方には女性が望む仕事がないから東京などへの移住が進んでいる。女性が望む仕事、やり

がいのある仕事などはITや情報技術を使用した仕事で、活躍ができる場を地方につくることが重要である。移住促進にお金を投じてもリターンは小さい。ジェンダーギャップを解消し、しっかりとした産業育成、雇用の創出が重要であるなどのことを教えていただきました。

次に、「これからの地域の姿を考える～議員として何ができるか～」をテーマに、長野県立大学グローバルマネジメント学部 田村秀教授より講義と演習を行っていただきました。

私のグループでは人口減少の影響が今のところ少ない愛知県東郷町、愛知県みよし市、京都府京田辺市の地方議員でグループワークを行いました。地方自治体の現状、思い描く人口減少社会の将来ビジョン、議員及び議会として何ができるかを話し合いました。そのときの発表したものを簡単に御紹介をさせていただきます。

今読み上げた市は、人口は5万から7万人、いずれもベッドタウンで宅地開発が進んでおり、足元の人口は微増している。将来人口も微減で深刻な人口減少の影響は受けないと見込まれる。しかし、その結果、行政に危機感が薄い。また、新規の住民が多いため、自治会などの地域コミュニティの弱体化している地域もあるというようなことで共通のものがありません。

人口減少社会に思い描く将来の姿というのも4人で話し合いをさせていただきましたが、インフラなど市町村の役割は中核市レベルで行い、住民サービスは中学校区単位で行う広域行政、自治体と地域の再構成が必要ではないか。なぜなら、人口減少社会において同一の地域で人口を奪い合う自治体競争ではなく、同一の経済圏に位置する地域が市町を超えて交通、教育、商業などの社会インフラを共有する広域行政が必要だというふうに考えたためであります。

これによって行政はスリム化を実現することができ、広域行政実施のために専門性が必要な部分においては民間、住民人材と連携をして活用していくことがいいのではないかと結論に至りました。

最後に、「議員及び議会としてどのようなことをすべきか」というテーマについては、行政に対する承認機関の役割を超えて、人口減少社会に対する政策を議会内で議論、検証、効果測定を行い政策提言をする。そのために審議会や諮問機関の設置、政党や会派を超えた自由討議を中心とする議会改革に取り組む。住民に対しては、議員が地域コミュニティの主要な担い手となり、住民の意見や要望を吸い上げる役割を担うということが必要ではないかと結論に至りました。

そのほか様々なグループが発表をしまして、様々な事例を教えていただきました。

ここに人口減少社会における議会の役割、事前課題のまとめということで、128自治体の方々がそれぞれ考える政策だったり、今後のビジョンというのが書かれた資料をいただきました。非常に参考になる資料だと思いますので、これからも調査・研究をし、瑞穂市もいずれ来る人口減少社会においてどのようなことができるかを考えていく機会とさせていただくことができました。

今後、この研修を瑞穂市に生かしていけるように、交流、そして研究を深め、執行部の方にも提言をしていきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、2月6日、2月7日に開催された市町村議会議員研修「自治体財政の見方」について、関谷英樹君から報告願います。

4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年度市町村議会議員研修の報告をさせていただきます。

2月6日、7日の2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所にて「自治体財政の見方～健全化判断基準を中心に～」という内容で行われ、全国から141名の議員が受講し、当市からは北村彰敏議員と私の2名が受講しました。

1日目の最初は、静岡県立大学教授 小西敦氏による「自治体の財政運営と議員の役割」の講義を受講しました。この講義において、自治体財政の現状、財政運営において議員が果たすべき役割、財政分析指標の意義、財政健全化法の概要や健全化判断指標のポイントについて理解を深めました。また、全国の市区で予算審査特別委員会を設置している割合が44.7%、決算審査特別委員会を設置している割合が60.1%と、予算と決算の特別委員会を設置している市区が多いことを説明されました。

小西氏の考えとして、議員の役割が多岐にわたるけれども、通常の常任委員会に加え、決算と予算の常任委員会も設置するのが望ましいとのことで、決算常任委員会では事業評価と次年度施策への提言を行い、予算常任委員会では次年度予算審議と決算提言内容の反映を確認していく、このチェックサイクルを回していくことが議会の役割として健全な姿であるとの言葉が最も印象に残っております。

その後は有限責任監査法人トーマツ小室将雄氏による「自治体財政を見る～財政状況資料集に基づく主要分析～」を受講し、2日目も引き続き小室氏による財政主要分析に関するグループ演習が行われ、その後は今後の健全な行政財政運営に向けての講義でした。

小室氏の講義で行われたグループ演習では受講議員が1グループ約5名、合計28グループに分かれ、それぞれのグループごとに実在の自治体の財政状況を資料集を用いて、その自治体の財政状況を確認し、健全に財政運営が行われているか、問題点は何かを洗い出し、最後にグループ発表を行いました。

私は、これまで財政状況の判断についてはまだまだ勉強不足でしたが、今回のグループ演習で実際の財政資料集を見て細かく財政状況をチェックし、そして他市町の議員と意見を交えな

がら分析できたことが多くの学びを得る貴重な研修となりました。

今回の研修で学んだことを生かして、今後健全な行財政運営が行われているかをチェックし、そして積極的に提言ができるよう議員としての役割を果たしていきます。

以上で、2月6日、7日に受講しました市町村議会議員研修の報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、令和6年第4回もとす広域連合議会臨時会について、若原達夫君から報告願います。

8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） おはようございます。

議席番号8番 若原達夫です。

議長より指名をいただきましたので、令和6年第4回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告いたします。

第4回臨時会は、12月19日に1日間の会期で開催されました。

今臨時会に広域連合長から提出された議案は、条例の一部改正1件、令和6年度補正予算3件で、合計4件でした。

条例の一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで、令和6年8月の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでした。

令和6年度補正予算については、一般会計で361万9,000円、老人福祉施設特別会計で599万1,000円をそれぞれ増額するものでした。

なお、介護保険特別会計は、歳入歳出総額が変わらない歳出補正でした。

提出された議案は広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

以上で、令和6年第4回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、今臨時会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧ください。以上で報告といたします。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、令和7年第1回もとす広域連合議会定例会について、関谷守彦君から報告願います。

10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号10番 関谷守彦です。

議長より御指名をいただきましたので、令和7年の第1回もとす広域連合議会定例会について報告をいたします。

今定例会は、2月6日から18日までの13日間の会期で開催されました。今定例会には議会提出議案が1件、広域連合会長からは条例の一部改正3件、令和6年度の補正予算3件、そして

令和7年度当初予算3件の9件、合わせて10件が提案をされました。

議会提出の条例案は、もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これの改正に伴い、関係条例を改正するというものでありました。

広域連合長から提出された条例案、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設するという刑法等の一部を改正する法律の施行、これに伴い関係条例を改正するという刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例というものでありました。

また、もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及びもとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては、令和6年の人事院勧告、この内容に鑑みた所要の改正を行うというものでありました。

令和6年度の補正予算につきましては、一般会計で5万3,000円、老人福祉施設特別会計で2,065万6,000円をそれぞれ減額し、介護保険特別会計、こちらでは632万2,000円を減額するというものでありました。

令和7年度当初予算につきましては、一般会計、介護保険特別会計、そして老人福祉施設特別会計の合計が102億7,980万円となり、令和6年度の当初予算に比べて金額で3億5,990万円、率にして3.6%の増となっております。

なお、令和7年度瑞穂市の負担すべき負担金、これは3つの会計の合計で8億726万5,000円となり、令和6年度に比べて金額で7,471万2,000円、率にしておよそ10.1%の増となりました。

議会より提出された議案1件につきましては、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決が行われ、原案どおり可決されました。

広域連合長から提出された議案9件につきましては、所管の常任委員会で審査または協議が行われ、2月18日の最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決が行われ、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上で、令和7年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、今定例会の議案書及び詳細な資料につきましては議会事務局に預けてありますので、御希望の方はぜひ御覧いただければと思います。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

令和7年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をいたします。

令和7年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る2月14日金曜日、岐阜市柳津公民館大会議室において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

案件は、専決処分の報告2件、議案8件であり、概要は次のとおりであります。

最初に、報第1号専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

令和6年度岐阜県最低賃金が令和6年10月1日に改正されることに伴い、時間額パートタイム会計年度任用職員の報酬額を改正するもので、専決処分にて対応したため、これを報告し、議会の承認を得るものであります。

次に、報第2号専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削るもの。また、急患等として保険医療機関等に受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の特例を定めるものでありますが、専決処分にて対応したため、これを報告し、議会の承認を得るものであります。

次に、議案第1号令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億5,075万円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの事務費負担金が3億1,273万5,000円、財政調整基金の預金利子による財産収入が3万8,000円、前年度繰越金が3,500万円、職員宿舍入居料、職員駐車場使用料等の諸収入が297万7,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費が171万6,000円、職員の人件費等の総務費が3億4,803万4,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,043億4,519万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が608億4,819万円、療養給付費等の公費負担分として国庫支出金、県支出金が1,233億6,870万7,000円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が1,185億8,344万7,000円、高額医療費の共同事業として特別高額医療費共同事業交付金が2億2,000万円、繰越金が8億1,435万8,000円、第三者納付金

等の諸収入が５億１,０４９万５,０００円であります。

歳出につきましては、電算処理等の総務費が１２億６３９万４,０００円、療養給付費等の保険給付費が３,００３億４,３９８万９,０００円、特別高額医療費共同事業拠出金が２億２,０２０万円、出産育児支援金などの支払基金拠出金が２億３,０００万１,０００円、市町村に委託する保健事業費が１８億８２８万６,０００円、保険料の還付金及び還付加算金等の諸支出金が２億３,０２０万円、予備費が３億６１２万７,０００円であります。

次に、議案第３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律が施行され、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４号岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、引用規定を改めるものであります。

次に、議案第５号岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、月額パートタイム会計年度任用職員の報酬額並びに月額及び時間額パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給率の上限を改正するものであります。また、令和７年度岐阜県最低賃金の改定を見込み、時間額パートタイム会計年度任用職員の報酬額の改正をするものであります。

次に、議案第６号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

保険料均等割額の５割軽減及び２割軽減措置について、対象世帯の生活水準が変わらなければ、令和７年度も引き続き対象となるよう所得判定基準を改正するものであります。

次に、議案第７号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

大垣市推薦の伊藤桃子氏の任期満了に伴い、後任の委員として同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。任期は、令和７年３月２８日から令和１１年３月２７日までであります。

次に、議員議案第１号岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の「懲役」を「拘禁刑」と改めるものであります。

以上の専決処分の報告２件及び議案８件は、質疑・討論なく、採決の結果、全て承認・可決されました。

詳細につきましては市民部医療保険課に資料が保管されていますので、御覧いただければと

思います。

以上、1件についての行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 承認第1号から日程第31 議案第26号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、承認第1号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてから日程第31、議案第26号市道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和7年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜りましたこと、お礼を申し上げます。

令和7年は穏やかな1年の始まりとなりました。昨年を振り返りますと元日に石川県能登半島沖で震度7の地震が発生し、さらに復旧途中の9月に能登半島を豪雨が襲い、甚大な被害となりました。復旧の長期化が余儀なくされる状況となっています。改めまして謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

立春を過ぎましたが、全国各地で10年に一度のレベルの最強寒波が到来し、大雪や寒い日が続き、県内各地でも山間部を中心に大雪となりました。まだまだ寒い日が続いております。議員、市民の皆様方に余寒のお見舞いを申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

今年はみ年です。脱皮をする蛇が紆余曲折しながら進み、再生と変化をもたらすことを想像させることから、み年は新しいことが始まる年になると言われ、また「み」を果実の「実」にかけて実を結ぶ年とも言われています。瑞穂市では、昨年から今年にかけて今後10年先の社会情勢を見据えて策定する第3次総合計画、都市計画マスタープラン、こども計画をはじめとする計画を手がけておりますが、今年はその計画を完成させる年、そして始める年として位置づけ、職員と一致団結し、より一つでも大きな実を結ぶ1年にしていきたいということを仕事始め式で訓示をいたしました。

さて、令和6年12月25日閣議決定された令和7年度、経済見通しと経済財政運営の基本的態度では、引き続き全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題として、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするため、総合経済対策が策定されました。

私は、日本の経済は転換を余儀なくされている曲がり角にあると思います。総合経済対策の効果が下支えとなって賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設

備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待され、令和7年度の実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度、消費者物価は2%程度の上昇率になると見込まれています。

一方で、消費者の意識調査となります1月の消費動向調査の消費者態度指数は12月より1ポイント低下した35.2で、消費者マインド基調判断は足踏みが見られると下方修正されました。1年後の物価高騰に関する見通しでは、最も回答が多かったのは「5%以上上昇する」が52.3%、消費者の物価予想についても上昇と見込む割合は9割を超えています。このように見込まれていますが、私は日本が曲がり角の向こうに進むには、その先に一体何があるかを想定しながら正しく導く強い意志が必要ではないかと考えています。

また、1月23日に発表された国の月例経済報告によると、景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復している。先行きについては雇用・所得環境が改善する下で各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価高騰やアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

また、昨年に閣議決定された国の令和7年度予算案を見てみますと予算規模は115兆5,415億円で、2年ぶりの過去最大を更新しました。賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行するための予算と位置づけ、経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革の努力を継続し、重要な政策に重点化し重要課題に対応する中で、経済再生と財政の健全化の両立を目指すとしています。

令和7年度、国の予算における地方財政対策では、全体規模として対前年比プラス3.6%で計画されています。地方税は、給与所得や企業の収益の伸びにより6.4%増、地方譲与税は8.7%増となりました。地方特例交付金等は定額減税の終了に伴い82.9%減となり、地方税については5.3%の増、臨時財政対策債については平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなりました。

社会保障関係費や人件費の増額や物価高が見込まれる中、地方公共団体が様々な行動課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和6年度を上回る額が確保されました。この中には脱炭素化推進事業債や緊急防災・減災債などの交付税算入のある有利な地方債メニューがありますので、積極的に活用していく必要があります。

そこで、令和7年度の瑞穂市の方針としましては、まず今後の財政状況を的確につかむことが重要となります。市の基幹収入である市税は、個人市民税については経済活動の回復等や企業の賃上げの動きを背景とした給与所得の増加を見込みました。また、国の定額減税の終了に

に伴い、市税全体としても増加すると予想しています。また、地方交付税などはさきの地方財政対策により増額を予想しており、地方交付税措置のある市債を活用するなど、財源を考えながら次の3つの方針で進めてまいります。

1点目は、私が市長就任時から進めてきた地方創生の拠点づくりをさらに飛躍させたいと考えております。まずサンコーパレットパークですが、瑞穂市中山道まちづくり基本構想に基づいた社会実験や閑散期におけるイベントなどを行い、中山道のまちづくりへとつなげていき、サンコーパレットパークや西部複合センター等への指定管理者制度の導入を進めてまいります。

次に、JR穂積駅周辺整備事業ですが、市の玄関口である駅周辺地域の魅力の向上や多様な課題に対応するため、瑞穂市JR穂積駅周辺整備基本計画に基づき、駅南地区の土地区画整理事業の実施に向けた事業認可の手続等を進めてまいります。また、別府交差点改良工事が最終年となり、穂積郵便局北交差点の改良工事を新たに実施いたします。さらに、穂積駅北地区のJR線沿いの既存道路の暫定的な整備を行うことにより、駅北口駅前広場に向かう骨格道路の安全性やアクセス性の向上を図ってまいります。

最後に、犀川遊水地整備事業については、起証田川の付け替えが終わり、牛牧排水機場の稼働が始まります。犀川遊水地グリーンインフラ基本構想を実現するため、（仮称）犀川・五六川周辺かわまちづくり計画に向けて必要な整備段階へと進めてまいります。

2点目として、市制20周年を機に次の時代を担う世代につないでいくため、「人権」「平和」「環境」の3つの都市宣言がそろい、さらにこどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。今年の1月6日には瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指します。そして、今後10年先の社会情勢を見据えて、どんな瑞穂市にしていかなければならないのかを考え、みずほ未来まちづくり構想2035を策定し、「ウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～」が始まる年にしていきたいと考えております。

3点目は、私のマニフェストである「健幸都市みずほ」の施策の推進です。

令和6年度から引き続き、市民の皆様が健康で生きがいを持ち、幸せな暮らしが送れるよう、老人福祉、児童福祉の充実について可能な限り進めてまいります。

それでは、令和7年度予算案を上程するに当たり、新年度に向けた施策や事業概要について説明を申し上げます。

予算総額は全会計で345億6,241万3,000円、対前年度比8.2%の伸びとなり、一般会計においては243億5,000万円、前年度より25億8,000万円増の対前年度比11.9%増で過去最大の予算規模となりました。特に防災対策、環境事業に重点を置きつつ、子供、障害者、高齢者を中心に全般的に目配りし、限られた財源の中で当市の課題を一つでも解決できることが「ウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～」につながると考え抜いた予算編成を行いました。

令和7年度は第2次総合計画の後期計画の最終年として事業を総括し、瑞穂市の将来像であ

る「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を達成するため、この後期計画の基本目標に沿った形で実行していきます。

まず、基本目標１「安全で安心して暮らせるまち」のための治水・防災の分野の主要事業として、古橋地内遊水池第３期整備事業等の河川施設整備事業に２億７,３７６万７,０００円、防災備蓄の充実、災害時のトイレ対策にトイレカーを含む４,４３４万１,０００円、防災行政無線のデジタル化整備工事では５,７８７万円を計上しました。交付税算入のある有利な地方債である緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債等を活用する予定です。

続いて、基本目標２「便利で快適に暮らせる美しいまち」における都市基盤の分野での主要事業について、地方創生の３つの拠点事業の一つとなるＪＲ穂積駅周辺整備事業です。駅の南側では別府交差点の改良と連動して、穂積郵便局北交差点の改良工事に６,２５９万円を計上しました。そして、駅の北側では駅北市道３－１号線整備工事に９,２４０万円を計上しました。駅北口駅前広場に向かう骨格道路の安全性やアクセス性の向上を図ります。

また、瑞穂市緑の基本計画に基づき、（仮称）下牛牧公園整備事業に９,０５４万８,０００円の予算を計上しました。

交通基盤分野においては、（仮称）美江寺歩道橋第２期整備事業に２,７００万円の予算を計上しました。街路灯等ＬＥＤ取替え工事に２億２１８万円予算を計上し、脱炭素に向けた取組として灯具をＬＥＤに更新をいたします。

自然・衛生環境の分野においては、地球温暖化対策実行計画策定業務に９７２万７,０００円、エコ・アクションポイント事業に６６６万円、バイオマスプラスチック含有指定ごみ袋作成事業に２,８８７万７,０００円の予算を計上し、環境意識の向上を図ってまいります。

続いて、基本目標３「心が通う助け合いのまち」では、高齢者福祉分野での引き続き高齢者交通費（タクシー）助成事業を拡充し、２,９２０万４,０００円、そして新たに高齢者補聴器購入費助成事業に２００万円の予算を計上しました。

児童福祉分野では、民間と協議してきた病児保育施設への補助として４,６１９万円、地域の子供の生活支援強化事業を拡充し、３３０万円を予算計上しました。

医療・健康分野では、特定不妊治療費（先進医療）の助成事業に２５０万円、带状疱疹ワクチン接種事業に８３５万８,０００円計上しました。

続いて、基本目標４「夢あふれ希望に満ちたまち」の子育て支援の分野においては、小規模保育所設置事業等の私立保育所補助金として１億２,７５３万５,０００円、総合センターの２階を子供たちの居場所としてフリースペースに改修するため、設計業務に４５８万７,０００円計上しました。

学校教育分野では、小・中学校のタブレット端末一斉更新事業に４億６,３５３万６,０００円、小・中学校施設整備費として３億２,２５１万４,０００円を計上しております。穂積小学校北舎外壁等改修工事（第１期）、小学校体育館の空調設備工事などを実施する予定です。

生涯学習分野では、3つの拠点であるサンコーパレットパークは地方創生の拠点として位置づけ、地方創生事業として中山道まちづくり基本構想推進事業に870万3,000円計上しました。中山道沿線の主要施設である小簾紅園とサンコーパレットパーク、そして美江寺宿を観光等魅力発信拠点として、にぎわいを創出していきたいと思いをします。

続いて、基本目標5「活気あふれる元気なまち」商工業の分野では、商工業振興費の工場等設置奨励金として192万円を計上しました。瑞穂市企業立地促進条例に基づく固定資産税相当額となり、実質的な固定資産税の減免措置になります。この奨励金が活用されることにより市の産業振興につながり、ひいては将来的な市財政にも大きく寄与するものと考えています。また、地域振興券事業に978万9,000円を計上しています。

観光交流分野では、人口減少対策として、空き家の利活用や移住支援などをはじめとする移住促進事業に1,392万7,000円の予算を計上しております。

最後に、共通目標として、財政運営の分野において、歳入におけるふるさと応援寄附金を本年度の実績から6億円と見込んだことから、その寄附金報奨事業として3億円を計上しております。

歳出全体においての古橋地内遊水地第3期整備事業や小学校体育館空調設備工事などの大型事業のほかに、障害福祉分野での扶助費も急激に増加をしております。令和7年度予算は、計画的に進めてきた事業等については着実に反映させ、防災対策や環境事業を重視した予算編成を行いました。義務的経費の割合が増大する中で、いかに投資的な事業へ割り当てるかを考え、バランスを図りながらの新年度予算となっています。また、予算編成に当たり財源不足を将来に少しでも負担をかけないようにするため、市債については対象事業費が交付税算入措置のあるものを積極的に活用し、それ以外は基金の繰入れによるものとなります。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、専決処分の承認を求める案件が1件、人事案件が2件、財産の取得に関する案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件が10件、補正予算に関する案件が5件、令和7年度当初予算に関する案件が5件、市道路線の認定及び廃止に係る案件が3件の合計27件であります。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、承認第1号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてであります。

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策としての国の補正予算成立により、重点支援地方交付金が交付されることに伴い、物価高騰に直面している低所得世帯や子育て世帯に対して速やかに支援事業を実施するため、必要となる予算を確保するため補正予算を専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第1号瑞穂市教育長の任命についてであります。

教育長 服部照氏の任期が令和7年3月31日に満了となることから、引き続き同氏を教育長として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 増田行義氏の任期が令和7年6月30日に満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第3号財産（事務用ソフトウェアライセンス）の取得についてであります。

事務用ソフトウェアライセンスの取得に当たり一般競争入札を実施したところ、株式会社フューチャーイン岐阜営業所が落札したので、契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

中山道大月多目的広場とその周辺施設（西部複合センター及び巣南グラウンド）に指定管理者制度を導入するため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行することに伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

地球温暖化対策の推進及び地球温暖化実行計画の策定について調査及び審議する瑞穂市地球温暖化対策実行計画推進審議会並びに幼稚園、保育所及び小学校の連携推進並びに特別支援教育の連携について調査及び審議する瑞穂市幼保小連携推進委員会及び瑞穂市特別支援教育連携協議会を新設するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に基づく令和6年人事院勧告に伴い、給料表の額の改定、配偶者の扶養手当の廃止、子に係る扶養手当の増額等をするため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

育児休業、介護休業等の育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、旅行地の区分基準を維持するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市ふるさと農村活性化対策基金を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第12号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてであります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員等の公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算総額からそれぞれ8億5,002万7,000円を減額し、総額231億1,765万1,000円とするものであります。また、8件の繰越明許費の追加、1件の継続費の変更、1件の債務負担行為の変更、11件の地方債の追加、変更、廃止の補正によるものであります。

今回の補正予算の歳出としては、事業の完了、事業の確定により減額するものであります。

歳入の主なものは、市税で1億554万4,000円、株式等譲渡所得割交付金で3,700万円、地方消費税交付金で8,700万円、地方交付税で2億8,623万5,000円それぞれ増額するのに対し、国庫支出金及び県支出金で3億9,625万6,000円、市債で1億2,130万円を減額し、歳入歳出予算の調整等で繰入金9億1,998万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第15号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,457万7,000円を減額し、総額48億850万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を2,307万8,000円、保健事業費を840万7,000円減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を1,373万8,000円、県支出金を1,903万8,000円減額するものであります。

次に、議案第16号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万2,000円増額し、総額を7億8,846万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金134万4,000円を増額し、歳入の主なものは後期高齢者医療広域連合支出金132万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第17号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を3,519万6,000円減額し、支出を3,415万円減額するものであります。

資本的収入及び支出において、収入を1億590万3,000円減額し、支出を1億1,190万9,000円減額するものであります。

次に、議案第18号令和6年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を1億756万1,000円減額し、支出を1,157万8,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を7億1,965万8,000円減額し、支出を7億6,353万2,000円減額するものであります。

次に、議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算総額をそれぞれ243億5,000万円と定めるほか、1件の継続費、7件の債務負担行為、28件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に民生費が96億1,362万2,000円と最も大きくなっております。これは、障害者福祉費、老人福祉費、児童手当費、保育所費など社会保障経費の増額によるものであります。

次に、総務費が37億1,997万2,000円となっており、主なものは、総務管理費の自主運営バス事業、本庁舎管理費、ふるさと応援寄附金における報奨事業、庁内LANシステム費、ふるさと応援基金及び庁舎建設の基金積立事業となっております。

次に、教育費では、小・中学校のICT教育推進事業、小学校体育館空調設備工事などで34億4,271万4,000円、土木費が27億7,803万2,000円、衛生費が19億2,539万6,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税等の一般財源が131億3,716万4,000円、負担金、使用料等が4億3,488万7,000円、国・県支出金が54億3,773万5,000円、寄附金が6億213万円、市債が13億2,420万円となっております。

さらに財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金の活用により、繰入金を22億4,743万9,000円としております。

次に、議案第20号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ46億1,033万9,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費30億7,348万6,000円、国民健康保険事業費納付金13億3,272万2,000円、保健事業費7,133万7,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億1,659万5,000円、県支出金が31億3,012万8,000円、繰入金が5億5,722万2,000円であります。

次に、議案第21号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,574万7,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7億6,495万9,000円、保健事業費3,704万4,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億593万2,000円、繰入金1億7,963万3,000円であります。

次に、議案第22号令和7年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を給水戸数2万500戸、年間総給水量509万4,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を6億3,249万6,000円、支出予定額を6億838万8,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を1億101万5,000円、支出予定額を4億5,881万7,000円と定めるものであります。

次に、議案第23号令和7年度瑞穂市下水道事業会計予算であります。

業務の予定量を接続戸数1,151戸、年間総排水量34万8,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出において、収入予定額を3億8,903万4,000円、支出予定額を2億3,306万3,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を33億9,305万4,000円、支出予定額を34億8,605万9,000円と定めるほか、2件の債務負担行為、1件の企業債を設定するものであります。

最後に、2件の市道路線の認定及び1件の市道路線の廃止について、一括して御説明します。

議案第24号市道路線の認定について（その1）、議案第25号市道路線の認定について（その2）、議案第26号市道路線の廃止についてであります。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するも

のであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準の規定により、都市計画法に規定する開発事業による公共施設の管理引継ぎによるものが16路線、都市計画法以外の開発事業による管理引継ぎをするものが1路線、認定する事由に応じて提出させていただきました。

また、市道路線の廃止につきましては道路法第10条第3項の規定により、道路の払下げに伴い、既存市道路線を1路線廃止するものであります。

以上、27件の提出議案についての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時51分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号から議案第2号までの3議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第2号までの承認及び2議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、承認第1号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました承認第1号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について質問をさせていただきます。

今回、市長が専決処分をされたのは、国から来た物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使って子供たちの学校給食について12月以降無償にするということが専決処分され、実施さ

れているわけでございます。

これについて、なぜ給食費の無償化にされたのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬渕議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、国から来ました物価高騰対策の交付金で、どうして学校給食だけにしたかというような、そんな御質問だったと思います。

今回の交付金は今年度中に執行しなければならないというような、そのような事業の交付金の内容となっておりますので、その中でも水道料金の基本料金とかいろいろ考えたことはありますが、その中でも、やはり昨年から市議会の皆さんも御質問が多くされている子供たちへの物価高騰への支援ということで、学校給食費を4か月分無償化といいますか、減免できないかというような視点で執行部の中で協議をして、それができるというような方向になったので、それを第一優先させていただいたということで、高齢者の方々には、その部分についてはいろんな御意見を言われる方もおられましたが、その辺りについて市民の皆さんに広く御理解をさせていただいたということになりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬渕ひろし君。

○12番（馬渕ひろし君） 議会での意見も踏まえて、そしてこどもまんなかサポーターとして、そういった御決断をいただいた市長には敬意を表したいというふうに思いますが、もう一点御質問させていただきます。

石破総理大臣になりまして地方創生を掲げていらっしゃるしまして、地方創生の予算を倍増してくるというようなお話がございました。何につながるかといいますと、この物価高騰対応重点支援まで切って、地方創生臨時交付金というのは今後増えていくことが予想されるということで、今回この給食費の無償化、給食の免除以外にお考えになられたことが何があったかというのを聞いておきたいと思ひまして、ほかにどんなものがあったかと。というのは、今後これは市の裁量で決めていくことができる予算であります。市の裁量というのが非常に大きくて、先ほど私が研修報告でも言いましたけれども、地方が自分のまちに合った施策を打っていく、独自で打っていくということが大事になってくると思ひますので、この専決をされる案以外にどんな案を検討されたか、検討されれば御回答いただきたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の給食の無償化は部分的でございますが、のほかにどんな事業を検討したかということでの御質問だと思います。

いろいろ検討はさせていただいたんですが、水道料金の基本料金を減免する案、以前にもや

っておりますが、あと商品券を配ってはどうだろうかというような話も出てまいりました。その中で、議会のほうで答弁を何回かさせていただいておと思いますが、財源があった場合には給食費の無償化をぜひ考えたいということで答弁のほうをさせていただいておりますので、やはり今回は給食費に財源を充てよというような形で今回の専決処分となっております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 自身のことになりますので、退席させていただきたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 教育長より退席の申出がありましたので、服部照君を退席と許可します。

〔教育長 服部照君 退場〕

議案第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第1号瑞穂市教育長の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第1号瑞穂市教育長の任命について、任命権者である市長にできれば直接お尋ねをしたいと思っております。

先ほど全協の中で北村議員の質問にもございましたので重なる部分があるかと思いますが、改めてお尋ねしたいと思います。

服部教育長が全員協議会の中の質問で3年間を振り返っていただき、その中で服部教育長自身がこの3年間、特色ある学校づくりを進めてきた、また不登校対策としてサポート体制を強化したこと、また英語教育を進めてきたことなどを述べられましたが、このことは服部教育長自身の自己評価である部分もあると考えます。

市長として、服部教育長の実績評価をどのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。人事案件のことです。本人もおられませんので、遠慮なく言っていただけるとありがたいと思います。

また、市長は服部教育長を引き続き3年間教育長として任命をされました。服部教育長に対する期待があつての任命だと私は考えております。改めて服部教育長を任命された理由について皆さんに御説明をお願いしたい。また、その上で服部教育長が進めなければならないこと、また進めていただきたいこと、その他市長の思いについてお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若原議員の教育長の任命についての御質問にお答えをさせていただきます。

私は、市長として市民の皆さんのために、どのようにこの瑞穂市をしていかなければならないのかということを絶対に忘れることなく自分の中で肝に銘じております。特別職である教育長も、私は教育の分野においては同じ、同様ではないかということを思っています。教育委員会を代表する立場、教育行政の責任者であるということを思いますので、教育委員会と市長部局が十分な意思疎通を図り、市民の皆さんの民意を、希望や皆さんの期待をしっかり進めていかなければならないということが大切だと思います。

その上で、今回議案に提出をさせていただく前に服部教育長と随分の時間を2人で一応面談をして、今までの教育委員会についての議論を交わしたというか、意見交換をした記憶がございます。その中で、教育は幅広い分野で子供から高齢者の方まで全てが関わる、そんな大きな分野で課題も実はたくさんございます。瑞穂市では保育所が教育委員会の所管するということから、保育・教育の質の先生の向上や、待機児童が発生したり子供さんが多いということから放課後児童クラブの対応など、さらには公私連携のこれから進める生津校区のこども園のこれからの民間の採択など、いろんな課題が残っております。中でも特にこの3年間進めてもらったのは、私の政策でもある英語検定を市内の中学生の皆さんに受験をしていただいて、市の予

算で英語教育を伸ばしていきたいということを実現してもらいました。さらに、今年度から小学生に向けてもその検定が拡大をしていくということ、そして20年を機に人権や平和、環境の問題にも取り組んでいただくようなこと、そして子どもまんなか応援サポーター宣言をして、子供たちにとって何が一番よいのかということで、子供に活動する場があること、拠点があること、発表する場があること、体験する場があるというようなことを意見の共有をして、これから3年間、今までの3年間で服部教育長が進めてきたことが、できなかったことをこれからの3年間でかなえてもらいたいということを思っています。

これからの任期で市民の皆さんのニーズをつかみ、子供たち、そして市民のために瑞穂市の教育を進めてもらいたい。山積する課題はたくさんございます。一つでも多くの課題を解決できることを期待して、これからの3年間に教育長を選任の議案を提出させていただきました。

その中でもいろいろお話をしましたが、小学校、中学校、学校の特色づくりをしていただくんですが、そのやはりPRするような部分については少しできなかったかなあということを思っています。その教育長との話の中で1点だけ、私がこれからの3年間で必ず進めてもらいたいことの一つに、先日、学校保健会の総会があつて、そのときの瑞穂の子供たちの体力が全国平均、9項目ありましたけど、体力が全国平均より落ちている項目のほうが多い、いい項目のほうが少ないということで、その子供たちの体力づくりというようなことで、私は小さい頃からこのまちに育ちましたが、体力が自分では全国平均より、その学校とかその学年が落ちていたという何かそんな記憶はないということで、瑞穂市も都市化の影響なのか子供たちが運動不足なのか分かりませんが、そのような体力づくりをいろんなキーワードやスローガンをつけて分かります。この体力づくりというのは毎年結果が出てくるので、その結果が分かると思うので、これからの3年間で子供たちに体力を、健康づくりの体力をつけてもらいたいということを思い、今回の議案にも提案をさせていただきましたので、議員の皆様においては適切なる御判断をお願いしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第1号瑞穂市教育長の任命について質問のほうをさせていただきます。

先ほど、この任命の御提案があつた服部照現教育長でございますが、御本人に直接御質問をしたいところでしたが、参考人の招致というのを御提案しましたが、ちょっとかないませんでしたので、御提案をされている市長にお聞きをしたいと思います。

この服部照氏は、先ほど面談をされたというお話でしたが、今後3年間どんなことをしていきたいというふうに言っていたのかということを御披露いただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの若原議員の質問とも重なるところがあると思いますが、服部教育長との面談の中では、学校教育、そして保育、幼稚園教育にあっては質を高めていきたいというようなことを申されておりました。その中でも子供たちには英語教育を進めていきたいということで、英語で日本語を使わない授業を進めていきたい、さらにはそれが実績となる検定などでも子供たちにその英語検定などを受験して、その成果が自分の中で手に取るように分かるようにしていきたいというようなことや、人権、平和、環境などの取組も引き続き学校の中で見える形で進めていきたいということ。特色のある学校づくりを進めて、子供たちの児童数が少ない学校には小規模特認校などの制度も設けていきたいというような、そんなお話の中から、子供たちに活動の場や発表の場、体験の場をこれからの3年間でつくっていききたい、その一つに総合センターの中にあるフリースペースも活動する場、さらには体験する場というようなことで、小学校、中学校を通じてそれらの活動について瑞穂を担う人づくりをこれからしていきたいということで、お話を一度一緒にしておりましたので、お答えをさせていただきます。

まだまだ多分不足する部分はあると思いますが、要点だけになりますが、お答えをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 服部教育長御本人が全員協議会でもどんな子供を育みたいかというようなことについて、誰でもよくなりたいたいという思いを子供たちが持っている、それを伸ばしてあげたい、そして自信と誇りを持った子供たちに育てていきたいというふうにおっしゃってみえましたし、研究授業はまれであると、瑞穂市は研究授業というのを毎年やっている、これは他市町ではないことだということで、非常に素晴らしいところも瑞穂市にあるというふうにおっしゃっていたのが印象的でありました。

また、今度予定者というか提案されている服部教育長ですが、不登校の児童に対してはどうしていくというようなお話をされていたか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 私は教育長ではないので全てがお答えできることはないと思いますが、不登校の子供もコロナ禍を過ぎて増加傾向というようなことで、その支援員を増やしたり、タブレットなどで仮想空間の学校で、その学校に行ったような形を取りながら少しずつ学校に行ってもらおうとか、それぞれの学校にそういう場を、何という言葉は出てきませんが、全ての

学校に、そういう不登校の子供たちになる、要素のある子供さんたちがそこで活動できる教室がないところのそんなスペースを設けたというようなお話の中から、子供たちの不登校に対しても力を入れていくというのは共有しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬渕ひろし君。

○12番（馬渕ひろし君） 先ほど、この御提案に至る前に服部教育長とお話をされたということで、先ほど市長がおっしゃられたことで1点だけお伺いしたいと思います。

3年間でできなかったことがあったというようなお話があったかと思いますが、服部教育長は何かできなかったとおっしゃってみえたのか教えていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬渕議員の御質問にお答えをさせていただきます。

何ができなかったというようなことは、多分項目的の中で継続的にまだこれから進めることの中にもあると思うんですが、達成がなかったということで、できなかったというようなそんな意味ではないと思いますが、私が一つお話をしたのは、やはり学校、保育所、幼稚園だけでやっていたことが完結しては市民の皆さんには分からないということ。学校の先生、子供たちがよくても、やはりそれは市民の皆さんに発信をして、保護者の皆さんにも発信をして、それが皆さんが理解されるということは少しできなかったのではないかとということはお話をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号瑞穂市教育長の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は同意することに決定しました。

服部照君の入場を許可します。

議案第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長から発言の許可をいただきましたので、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦について質問をさせていただきます。

現在の人権擁護委員9名のうち、増田行義氏を含め全員が元教員であり、委員の職業背景が非常に偏っているように見受けられます。人権擁護委員法第6条第3項では、社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体の構成員から選任することが定められています。

令和6年第1回定例会で馬淵議員から市の今後の見解を聞かれた際、佐藤健康福祉部長から以下のような答弁がありました。今後、人権擁護委員さんとは別に人権に関する審議会も立ち上げる予定であり、そちらのほうで審議会いただきますので、バランスとしてはそちらも含めて人権に関して進めていくつもり。また、人権擁護委員に関しましても今後はいろんな職種の方に声をかけ、できれば均等の取れるようにしていきたい。

今回、増田行義氏が引き続き推薦されていますが、前回の答弁で言及された人権に関する審議会は実際に立ち上げが進んでいるのか、またいろいろな職種の方に声をかけるとの方針について、実際に教育者以外への声かけは行われたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

まず人権尊重のまち推進審議会でございますが、今年度10月に1回開催をしております、まず第1回目ということで、その審議会の今後の方向性でありますとか、どのような業務を行っていくかということを話し合っただけで次回につなげていくことになりました。

続きまして、ほかの方に声をかけたかということでございますが、今回は継続でございます。継続でございます、全協でも説明をさせていただきましたが、今人権擁護委員の会の代表もやってみえる方でございますので、現在はその方を中心に各小学校、各保育所に入権教室に出向いていただいておりますが、増田代表を中心に動いていただいておりますので、まずは継続

の意思を示していただきましたので、増田委員を今回推薦者として上げさせていただいたということになります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

他市町の状況も確認しました。本巢市は人権擁護委員8名で、職業背景として元市の職員、病院勤務者、保育士、元民生委員などが含まれ、元教員は2名のみでした。羽島市人権擁護委員10名で、職業背景はばらばらであり、おおむね地域別に1名ずつ配置になるように調整されておりました。大垣市人権擁護委員17名で、職業背景は元市の職員、保育士、弁護士など多岐にわたり、元教員は全体の約半数程度ということでした。

瑞穂市の人権擁護委員は、他市と比べても特に教員出身者に偏っている状況にあります。他市のように特定の職種に偏らないように、どのように改善していくお考えか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今後につきましては、その時々で候補者を洗い出しまして、まずお伺いをさせていただくんですけれども、まずは内諾を得ないことにはいけませんので、いろんな方に声をかけますが、結果的に教員になる可能性もございますし、ほかの職種の方になるかもしれませんが、その時々でいろんな方に声をかけていくつもりではございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

人権擁護委員の候補者に増田行義君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は適任とすることに決定しました。

日程第32 発委第1号から日程第34 発委第3号までについて（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第32、発委第1号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第33、発委第2号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第34、発委第3号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提出議案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 若井千尋君。

○議会運営委員長（若井千尋君） 議席番号17番、議会運営委員会委員長 若井でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、今回提案する議案について趣旨説明をさせていただきます。

今回提出する議案は、条例の一部改正3件であります。

それでは、順に概要を説明させていただきます。

発委第1号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市行政組織条例の一部改正による組織変更に伴い、当該条例について改正するものであります。

発委第2号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することに伴い、当該条例について改正するものであります。

発委第3号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例について改正をするものであります。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております発委第1号から発委第3号について、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております

発委第1号から発委第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発委第1号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

これより、発委第2号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

これより、発委第3号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後0時26分

